

特定事業所集中減算Q&A

<基本的な提出方法等について>

Q1. 紹介率最高法人の割合が80%を超えているが、判定期間の月平均の居宅サービス計画数が20件以下である等の正当な理由がある。それでもチェックシートを提出しなければならないか。

A1. 80%を超えていればチェックシートの提出は必要。正当な理由に該当するなら、その理由を記載して提出すること。(正当な理由かどうかは、八王子市が判断する。「正当な理由の判断基準」はホームページに掲載)

Q2. 紹介率最高法人の割合が80%を超えていないが、チェックシートを作成しなければならないか。

A2. チェックシートは全ての居宅介護支援事業所が作成して、2年間保存することが必要。(市への提出は不要。)

Q3. 特定事業所集中減算チェックシートは、80%を超えた場合法人の代表者印を押して提出し保存するが、80%を超えない場合でも代表者印を押して、保存しておかなければならないのか。

A3. 必ずしも代表者印を押して保存しなくてもいいが、法人内で責任のある者が確認していることがわかる物と一緒に綴じてあることが必要。

Q4. チェックシートの提出方法が郵送でも可となっているが、郵送方法はどうしたらよいか。

A4. 普通郵便でかまわないが、届いたかどうか心配であれば配達記録や書留などの方法でも良い。

Q5. 3月15日(前期分提出の場合は9月15日)までに提出が間に合わない場合はどうすればよいか。

A5. 締切日は原則、前期分は9月15日、後期分は3月15日となる。早めに準備いただき必ず間に合うように提出してほしい。病気等、やむを得ない理由により提出が間に合わない可能性がある場合は、事前に御相談いただきたい。

Q6. 審査の結果の通知はいつ頃になるか。

A6. 3月15日(前期分提出の場合は9月15日)までに提出した事業者には、4月(前期分の場合は10月)の介護報酬請求に間に合う時期に通知する。

Q7. 3月(9月)末で廃止予定だがチェックシートの提出義務はあるか。

A7. 廃止する場合であってもチェックシートを作成し保存することが必要。
80%を超えている場合は、廃止予定の事業所であっても市へのチェックシートの提出が必要となる。提出の際に、理由欄に3月廃止と記載すること。

<計算方法等について>

Q8. 「作成された居宅サービス計画」とあるが、新たに作成したときのみカウントするのか。

A8. その月に給付管理(報酬請求)したプランをカウントする。

Q9. 区分変更の申請中などにより、要介護認定のおりていない利用者の報酬請求は月遅れで行われることとなるが、この場合の件数のカウント方法は？

A9. サービス提供月でカウントする。

Q10. 介護予防のケアプランは含まれるのか。

A10. 含まれない。

Q11. 認知症対応型通所介護は件数に入れるのか。

A11. 入れない。

Q12. 基準該当訪問介護事業所分は、件数に入れるのか。

A12. 入れない。

Q13. 基準該当訪問介護事業所分は、件数に入れるのか。

A13. 入れない。

Q14. 法人の合併等で廃止・新規の手続きをしたため、新規事業所扱いとなっている。事業所の実態は従業者・利用者とも変わらない。この場合、チェックシートは新規で作成してよいか。

A14. 事業所番号の変更がなく、実態が何も変わらないのであれば、新規ではなく、事業を継続しているものとして作成する。

事業所番号の変更が生じている場合は、事業所の実態が変わらずとも、別の事業所として扱うこととなるため、新規にチェックシートを作成すること。

<チェックシートの記入方法について>

Q15. 届出用紙に事業所1、事業所2 とあるが、上位2つの事業所を計算するということか。

A15. 同一法人で、複数の事業所がある場合に事業所名を複数記載する。3以上の事業所がある場合は「居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート別紙」を使用して記載すること。(計算は、事業所単位ではなく、法人単位で行う。)

Q16. 紹介率最高法人が複数あるが、どのように記載すればよいか。

A16. チェックシートには、1法人のみを記載し、他の同率法人は別紙(任意様式)に記載する。

<その他>

Q17. 東京都福祉サービス第三者評価については、どこに問い合わせをすればいいのか。受審料はどのくらいかかるのか。

A17. 問い合わせ先は以下のとおり。

東京都福祉サービス評価推進機構

公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 評価支援室

〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

Tel 03(3344)8515 Fax 03(3344)8595

E-mail hyoka@fukushizaidan.jp

また、とうきょう福祉ナビゲーション(<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>)も参考にさせていただきたい。